

松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格高騰の影響を受ける市内公共交通事業者を支援し、本市公共交通の安定的な運行を維持確保するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定は除く）を営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、松戸市内に事業所を有するバス事業者及びタクシー事業者であつて、代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない事業者とする。

(支援対象事業及び期間)

第4条 支援対象事業は、市長が指定する日時点での、松戸市内における公共交通運行事業とし、支援対象期間は、市長が指定する期間とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号のとおりとする。なお、支援対象者がバス事業者及びタクシー事業者のいずれにも該当する場合は、各号に基づき算出し、その合計額を支援金とする。

- (1) 軽油・LPガス等の燃料を使用した路線バス・高速バス車両で、バス事業者が保有する車両台数に70,000円を乗じた額

- (2) ガソリン・LPガスの燃料を使用したタクシー車両で、タクシー事業者が保有する車両台数に40,000円を乗じた額

(交付の申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付請求書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、支援金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 支援金を受けることが不適切と認められる事実があったとき。
- (2) 支援金を受けるに当たって不正な行為があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

松戸市長 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者名

印

松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付申請書

松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付要綱に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金対象事業 路線バス事業 タクシー事業

2 支援金申請額 金 円 (c)

1台当たりの支援金額(円) a	保有する車両台数(台) b	支援金申請額(円) $a \times b = c$

※保有する車両台数は、要綱第4条による数量とする

3 松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付請求書(様式第2号)

4 その他添付書類

<連絡先>

担当者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

(様式第2号)

令和 年 月 日

松戸市長 様

所在地又は住所

法人名又は氏名

代表者名

印

松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付請求書

松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金について、松戸市公共交通事業者原油価格高騰対策緊急支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関		
	コード	
支店		
	コード	
預金種別		
口座番号		
口座名義	フリガナ	